

平成 28 年 7 月 15 日

投資信託・公共債に関する各種約款の変更のお知らせ

株式会社島根銀行

当行では、平成 28 年度税制改正（平成 28 年 3 月 31 日公布、平成 28 年 4 月 1 日施行）の内容を踏まえて、投資信託・公共債に関する各種約款を変更して平成 28 年 7 月 19 日以降適用させていただきますのでお知らせいたします。

なお、変更前よりお取引いただいているお客様に対しても、変更後の新約款を適用させていただきます。

つきましては、変更内容等について下記のとおりご案内いたしますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 変更となる約款

- (1) 特定口座約款
- (2) 非課税上場株式等管理に関する約款
- (3) 未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款

2. 変更内容の概要

- (1) 個人番号（マイナンバー）の当行へのご提供について変更されます。

特定口座や非課税口座のお申込時等には同時に個人番号（マイナンバー）を当行にご提供いただいておりますが、お申込日以前に既にご提供いただいている場合には不要となりました。（※）

（※）投資信託口座のお申込みや、お名前、ご住所等のご変更の場合など、既にご提供済みであっても、その都度ご提供いただく場合もございます。

- (2) その他、法令改正に基づく根拠法令の変更の反映等を行っております。

3. 変更内容

変更する約款の条項は、以下のとおりです。なお、変更後の約款の全部につきましては、添付の新旧対照表をご確認ください。

(1) 特定口座約款

新	旧
第 2 条（申込方法） 1. お客様が当行に特定口座の開設を申し込まれる際には、特定口座開設届出書を当行にご提出いただきます。その際、お客様には住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証、個人番号カードその他一定の書類を提示いただき、ご氏名、生年月日、住所および <u>個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第25条の10の3第5項の規定に該当する場合はご氏名、生年月日および住所）</u> 等について確認をさせて	第 2 条（申込方法） 1. お客様が当行に特定口座の開設を申し込まれる際には、特定口座開設届出書を当行にご提出いただきます。その際、お客様には住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証、個人番号カードその他一定の書類を提示いただき、ご氏名、生年月日、住所および <u>個人番号</u> 等について確認をさせていただきます。

いただきます。 (以下省略)	(以下省略)
第14条（特定口座の廃止） 1. この契約は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは直ちに解約され、お客様の特定口座は廃止されるものとします。 ① お客様が当行に対して特定口座廃止届出書を提出されたとき。 ② 特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続または遺贈の手続きが完了したとき。 ③ 投資信託受益権振替決済口座を解約したとき。 ④ お客様が出国により居住者または<u>恒久的施設</u>を有する非居住者に該当しないことになったとき。この場合、施行令により特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。 (以下省略)	第14条（特定口座の廃止） 1. この契約は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは直ちに解約され、お客様の特定口座は廃止されるものとします。 ① お客様が当行に対して特定口座廃止届出書を提出されたとき。 ② 特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続または遺贈の手続きが完了したとき。 ③ 投資信託受益権振替決済口座を解約したとき。 ④ お客様が出国により居住者または<u>国内に恒久的施設</u>を有する非居住者に該当しないことになったとき。この場合、施行令により特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。 (以下省略)

（２）非課税上場株式等管理に関する約款

新	旧
第2条（非課税口座開設届出書等の提出等） 1. お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の9月20日までに、当行に対して租税特別措置法第37条の14 第5項第1号、第6項および第20項に基づき「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」および住民票の写し等または「非課税口座開設届出書」および「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは「非課税管理勘定廃止通知書」を提出するとともに、当行に対して租税特別措置法施行規則第18条の12 第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および<u>個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第25条の13 第13項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）</u>を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 (以下省略)	第2条（非課税口座開設届出書等の提出等） 1. お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の9月20日までに、当行に対して租税特別措置法第37条の14 第5項第1号、第6項および第20項に基づき「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」および住民票の写し等または「非課税口座開設届出書」および「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは「非課税管理勘定廃止通知書」を提出するとともに、当行に対して租税特別措置法施行規則第18条の12 第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および<u>個人番号</u>を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 (以下省略)
第5条（非課税口座に受け入れる上場株式等の範囲） 当行は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるものに限ります。）のみを受け入れます。 ① 次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日	第5条（非課税口座に受け入れる上場株式等の範囲） 当行は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるものに限ります。）のみを受け入れます。 ① 次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日

から同日の属する年の12月31日までの間（以下「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの場合、非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が120万円を超えないもの イ 受入期間内に当行への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当行から取得した上場株式等または当行が行う<u>上場株式等</u>の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する<u>有価証券</u>の募集に該当するものに限り、）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの （以下省略）	から同日の属する年の12月31日までの間（以下「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの場合、非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が120万円を超えないもの イ 受入期間内に当行への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当行から取得した上場株式等または当行が行う<u>有価証券</u>の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する<u>上場株式等</u>の募集に該当するものに限り、）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの （以下省略）
第11条（契約の解除） 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。 ① お客様から租税特別措置法第37条の14第17項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日 ② 租税特別措置法施行令第25条の13の4第1項に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日 ③ お客様が出国により居住者または<u>恒久的施設</u>を有する非居住者に該当しないこととなった場合 租税特別措置法施行令第25条の13の4第2項に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日） （以下省略）	第11条（契約の解除） 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。 ① お客様から租税特別措置法第37条の14第17項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日 ② 租税特別措置法施行令第25条の13の4第1項に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日 ③ お客様が出国により居住者または<u>国内に恒久的施設</u>を有する非居住者に該当しないこととなった場合 租税特別措置法施行令第25条の13の4第2項に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日） （以下省略）

（３）未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款

新	旧
（未成年者口座開設届出書等の提出） 第2条 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の9月20日までに、当行に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号および同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書交付申請書兼未成年者口座開設届出書」または「未成年者口座開設届出書」および「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未成年者口座廃止通知書」を提出するとともに、当行に対して、租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して	（未成年者口座開設届出書等の提出） 第2条 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の9月20日までに、当行に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号および同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書交付申請書兼未成年者口座開設届出書」または「未成年者口座開設届出書」および「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未成年者口座廃止通知書」を提出するとともに、当行に対して、租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して

氏名、生年月日、住所および<u>個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項により読み替えて準用する同令第25条の13第13項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）</u>を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、当行では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当行にて保管いたします。 (以下省略)	氏名、生年月日、住所および<u>個人番号</u>を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、当行では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当行にて保管いたします。 (以下省略)
(未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲) 第5条 当行は、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第29条の2第1項本文の規定の適用を受けて取得した<u>同項</u>に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）のみを受け入れます。 (以下省略)	(未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲) 第5条 当行は、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第29条の2第1項本文<u>または同法第29条の3第1項本文</u>の規定の適用を受けて取得した<u>同法第29条の2第1項</u>に規定する特定新株予約権等<u>または同法第29条の3第1項に規定する特定外国新株予約権等</u>に係る上場株式等を除きます。）のみを受け入れます。 (以下省略)
(課税未成年者口座の設定) 第12条 課税未成年者口座（お客様が当行に開設している特定口座若しくは預金口座若しくはお客様から預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座<u>により構成されるもので、2以上の特定口座が含まれず、</u>この約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じ。）は、未成年者口座と同時に設けられます。	(課税未成年者口座の設定) 第12条 課税未成年者口座（お客様が当行に開設している特定口座若しくは預金口座若しくはお客様から預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座<u>で</u>この約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じ。）は、未成年者口座と同時に設けられます。
(非課税口座のみなし開設) 第26条 平成29年から平成35年までの各年（その年1月1日においてお客様が20歳である年に限ります。）の1月1日においてお客様が当行に未成年者口座を開設している場合（<u>出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合</u>を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。 (以下省略)	(非課税口座のみなし開設) 第26条 平成29年から平成35年までの各年（その年1月1日においてお客様が20歳である年に限ります。）の1月1日においてお客様が当行に未成年者口座を開設している場合（<u>出国中である場合</u>を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。 (以下省略)
(本契約の解除) 第27条 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除され	(本契約の解除) 第27条 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除され

ます。 ① お客様または法定代理人から租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日 ② 租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 2 号トに規定する未成年者口座等廃止事由または同項第 6 号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日 ③ 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日 ④ お客様が<u>出国</u>により居住者または<u>恒久的施設</u>を有する非居住者に該当しないこととなった<u>場合（お客様が出国の日の前日までに第 11 条の出国移管依頼書を提出して、基準年の 1 月 1 日前に出国した場合を除きます。）</u> 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日） （以下省略）	ます。 ① お客様または法定代理人から租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日 ② 租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 2 号トに規定する未成年者口座等廃止事由または同項第 6 号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日 ③ 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日 ④ お客様が<u>基準年の 1 月 1 日以後に出国</u>により居住者または<u>国内に恒久的施設</u>を有する非居住者に該当しないこととなった<u>場合</u> 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日） （以下省略）
--	--

4. お問い合わせ先

ご不明な点等がございましたら、お取引店または下記担当部署までお問い合わせください。

担当部署 : 島根銀行 市場営業グループ

電 話 : 0 8 5 2 - 2 4 - 1 2 4 1

受付時間 : 平日（月曜日から金曜日）9：00～17：00

（ただし、銀行休業日は除きます。）

以 上

特定口座約款 新旧対照表（平成 28 年 7 月 19 日改定）

新（改定後）	旧（現行）
第 1 条（約款の趣旨） この約款は、お客様（個人のお客様に限り ます。）が租税特別措置法（以下「法」とい います。）第37条の11の 3 第 1 項の規定（特 定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所 得計算等の特例）の適用を受けるために、株 式会社島根銀行（以下「当行」といいます。） に開設される特定口座に関する事項を明確 にすることを目的とするものです。	第 1 条（約款の趣旨） この約款は、お客様（個人のお客様に限り ます。）が租税特別措置法（以下「法」とい います。）第37条の11の 3 第 1 項の規定（特 定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所 得計算等の特例）の適用を受けるために、株 式会社島根銀行（以下「当行」といいます。） に開設される特定口座に関する事項を明確 にすることを目的とするものです。
第 2 条（申込方法） 1. お客様が当行に特定口座の開設を申し込 まれる際には、特定口座開設届出書を当行 にご提出いただきます。その際、お客様に は住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証、 個人番号カードその他一定の書類を提示 いただき、ご氏名、生年月日、住所および 個人番号（お客様が租税特別措置法施行令 第25条の10の 3 第 5 項の規定に該当する 場合はご氏名、生年月日および住所）等につ いて確認をさせていただきます。 2. お客様が当行に特定口座の開設をされる 際には、あらかじめ当行に投資信託受益権振 替決済口座または国債および一般債に係 る振替決済口座を開設いただくことが必 要です。 3. お客様は当行で 1 口座に限り特定口座を 開設できるものとします。 4. お客様が特定口座にかかわる特定口座内 保管上場株式等（特定口座に保管の委託等 がされる上場株式等をいいます。以下同 じ。）の譲渡等による所得について源泉徴 収をご希望の場合には、その年最初の特定 口座内保管上場株式等の譲渡等の時まで に、当行に特定口座源泉徴収選択届出書を 提出していただきます。また、当該特定口 座源泉徴収選択届出書が提出された翌年 以降は、お客様からその年の最初の特定口 座内保管上場株式等の譲渡等の時までに 特にお申出がない限り、当該特定口座源泉 徴収選択届出書の提出があったものとみ なします。その年の最初の特定口座内保管 上場株式等の譲渡等の後には、当該年内に 特定口座における源泉徴収の取扱いを変 更することはできません。 5. お客様が当行に対して源泉徴収選択口座 内配当等受入開始届出書を提出しており、 その年に交付を受けた上場株式等の配当	第 2 条（申込方法） 1. お客様が当行に特定口座の開設を申し込 まれる際には、特定口座開設届出書を当行 にご提出いただきます。その際、お客様に は住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証、 個人番号カードその他一定の書類を提示 いただき、ご氏名、生年月日、住所および 個人番号等について確認をさせていただきます。 2. お客様が当行に特定口座の開設をされる 際には、あらかじめ当行に投資信託受益権振 替決済口座または国債および一般債に係 る振替決済口座を開設いただくことが必 要です。 3. お客様は当行で 1 口座に限り特定口座を 開設できるものとします。 4. お客様が特定口座にかかわる特定口座内 保管上場株式等（特定口座に保管の委託等 がされる上場株式等をいいます。以下同 じ。）の譲渡等による所得について源泉徴 収をご希望の場合には、その年最初の特定 口座内保管上場株式等の譲渡等の時まで に、当行に特定口座源泉徴収選択届出書を 提出していただきます。また、当該特定口 座源泉徴収選択届出書が提出された翌年 以降は、お客様からその年の最初の特定口 座内保管上場株式等の譲渡等の時までに 特にお申出がない限り、当該特定口座源泉 徴収選択届出書の提出があったものとみ なします。その年の最初の特定口座内保管 上場株式等の譲渡等の後には、当該年内に 特定口座における源泉徴収の取扱いを変 更することはできません。 5. お客様が当行に対して源泉徴収選択口座 内配当等受入開始届出書を提出しており、 その年に交付を受けた上場株式等の配当

新（改定後）	旧（現行）
等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年の最初の受け入れるべき配当等の支払が確定した日以降は、当該年内に特定口座における源泉徴収の取扱いを変更することはできません。 6. 第14条（特定口座の廃止）によりこの契約が解約された場合、当該年内に再び当行に特定口座を開設することはできません。	等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年の最初の受け入れるべき配当等の支払が確定した日以降は、当該年内に特定口座における源泉徴収の取扱いを変更することはできません。 6. 第14条（特定口座の廃止）によりこの契約が解約された場合、当該年内に再び当行に特定口座を開設することはできません。
第3条（特定保管勘定における保管の委託等） 特定口座にかかわる特定口座内保管上場株式等の委託は、特定保管勘定（特定口座に保管の委託等がされる上場株式等について、保管の委託等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において行います。	第3条（特定保管勘定における保管の委託等） 特定口座にかかわる特定口座内保管上場株式等の委託は、特定保管勘定（特定口座に保管の委託等がされる上場株式等について、保管の委託等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において行います。
第4条（特定口座を通じた取引） 特定口座を開設されたお客様が、特定口座とした投資信託受益権振替決済口座で行う当行との上場株式等の募集、買付取引については、お客様から特にお申出がない限り、当行が定める取引を除きすべて特定保管勘定を通じて行うものとします。但し、特定口座とした投資信託受益権振替決済口座で行う投資信託定時定額購入サービスでの上場株式等の買付取引については、投資信託総合取引約款・定時定額購入取引規定にかかわらず、すべて特定保管勘定を通じて行うものとします。	第4条（特定口座を通じた取引） 特定口座を開設されたお客様が、特定口座とした投資信託受益権振替決済口座で行う当行との上場株式等の募集、買付取引については、お客様から特にお申出がない限り、当行が定める取引を除きすべて特定保管勘定を通じて行うものとします。但し、特定口座とした投資信託受益権振替決済口座で行う投資信託定時定額購入サービスでの上場株式等の買付取引については、投資信託総合取引約款・定時定額購入取引規定にかかわらず、すべて特定保管勘定を通じて行うものとします。
第5条（所得金額等の計算） 特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算については、租税特別措置法第37条の11の3（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例）、同法第37条の11の4（特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例）、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成14年法律第15号）附則第13条および関係政省令に基づいて行います。	第5条（所得金額等の計算） 特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算については、租税特別措置法第37条の11の3（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例）、同法第37条の11の4（特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例）、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成14年法律第15号）附則第13条および関係政省令に基づいて行います。
第6条（源泉徴収および還付） 1. お客様に特定口座源泉徴収選択届出書をご提出いただいた場合には、当行は法、地方税法その他関係法令の規定に基づき、特定口座内保管上場株式等の所得について所得税・地方税の源泉徴収・還付を行います。	第6条（源泉徴収および還付） 1. お客様に特定口座源泉徴収選択届出書をご提出いただいた場合には、当行は法、地方税法その他関係法令の規定に基づき、特定口座内保管上場株式等の所得について所得税・地方税の源泉徴収・還付を行います。

新（改定後）	旧（現行）
す。 2. 源泉徴収・還付は投資信託受益権振替決済口座の指定預金口座からの引落とし、入金により行います。指定預金口座からの引落としの際には、当座勘定規定または普通預金規定・総合口座取引規定にかかわらず、小切手の振出または預金通帳および預金払戻請求書の提出は省略するものとします。 3. 源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出した源泉徴収選択口座内で、上場株式等の配当等と譲渡損失との損益通算を行った結果、還付すべき金銭が発生した場合には、当行が定める日に指定預金口座へ入金するものとします。	す。 2. 源泉徴収・還付は投資信託受益権振替決済口座の指定預金口座からの引落とし、入金により行います。指定預金口座からの引落としの際には、当座勘定規定または普通預金規定・総合口座取引規定にかかわらず、小切手の振出または預金通帳および預金払戻請求書の提出は省略するものとします。 3. 源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出した源泉徴収選択口座内で、上場株式等の配当等と譲渡損失との損益通算を行った結果、還付すべき金銭が発生した場合には、当行が定める日に指定預金口座へ入金するものとします。
第7条（特定口座に受け入れる上場株式等の範囲） 当行はお客様の特定保管勘定において、次の各号に定める上場株式等のみを受け入れます。 ① お客様が特定口座開設届出書を提出後に、当行への買付けの委託により取得をした上場株式等または当行から取得をした上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受入れる上場株式等。 ② 当行以外の金融商品取引業者等に開設されているお客様の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等の全部または一部を所定の方法により当行に開設されているお客様の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等。 ③ お客様が贈与、相続（限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）または遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）により取得した当該贈与に係る贈与者、当該相続に係る被相続人または当該遺贈に係る包括遺贈者の当行または他の金融商品取引業者等に開設していた特定口座に引き続き保管の委託等がされている上場株式等で、所定の方法により当行のお客様の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等。 ④ 特定口座内保管上場株式等につき、投資信託の受益権の分割または併合により取得する上場株式等で当該分割または併合に係る当該上場株式等の特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの。 ⑤ 特定口座内保管上場株式等につき、投資	第7条（特定口座に受け入れる上場株式等の範囲） 当行はお客様の特定保管勘定において、次の各号に定める上場株式等のみを受け入れます。 ① お客様が特定口座開設届出書を提出後に、当行への買付けの委託により取得をした上場株式等または当行から取得をした上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受入れる上場株式等。 ② 当行以外の金融商品取引業者等に開設されているお客様の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等の全部または一部を所定の方法により当行に開設されているお客様の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等。 ③ お客様が贈与、相続（限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）または遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）により取得した当該贈与に係る贈与者、当該相続に係る被相続人または当該遺贈に係る包括遺贈者の当行または他の金融商品取引業者等に開設していた特定口座に引き続き保管の委託等がされている上場株式等で、所定の方法により当行のお客様の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等。 ④ 特定口座内保管上場株式等につき、投資信託の受益権の分割または併合により取得する上場株式等で当該分割または併合に係る当該上場株式等の特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの。 ⑤ 特定口座内保管上場株式等につき、投資

新（改定後）	旧（現行）
信託の受益者がその投資信託の併合（当該投資信託の受益者に当該併合に係る新たな投資信託の受益権のみが交付されるもの（投資信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産が交付されるものを含みます。）に限ります。）により取得する新たな投資信託の受益権で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの。 ⑥ 前各号のほか租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項に基づき定められる上場株式等。	信託の受益者がその投資信託の併合（当該投資信託の受益者に当該併合に係る新たな投資信託の受益権のみが交付されるもの（投資信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産が交付されるものを含みます。）に限ります。）により取得する新たな投資信託の受益権で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの。 ⑥ 前各号のほか租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項に基づき定められる上場株式等。
第8条（譲渡の方法） お客様は、特定保管勘定において保管の委託等がされている上場株式等の譲渡については、当行への売委託による方法、当行に対してする方法その他租税特別措置法施行令第25条の10の2第7項に定められる方法のいずれかにより行うものとします。	第8条（譲渡の方法） お客様は、特定保管勘定において保管の委託等がされている上場株式等の譲渡については、当行への売委託による方法、当行に対してする方法その他租税特別措置法施行令第25条の10の2第7項に定められる方法のいずれかにより行うものとします。
第9条（特定口座からの上場株式等の払出しに関する通知） お客様が特定口座から上場株式等の全部または一部の払出しを行った場合には、当行は、お客様に対し、租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）の定めるところにより当該払出しの通知を書面により行います。	第9条（特定口座からの上場株式等の払出しに関する通知） お客様が特定口座から上場株式等の全部または一部の払出しを行った場合には、当行は、お客様に対し、租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）の定めるところにより当該払出しの通知を書面により行います。
第10条（上場株式等の移管） 1. 当行は、お客様からお申出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客様から振替の申出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けない場合、当行は振替の申出を受け付けないことがあります。また、当行で投資信託受益権を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当行および口座を開設している本・支店名、口座番号、口座名等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われないことがあります。 2. 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当行所定の振替依頼書によりお申し込みください。	第10条（上場株式等の移管） 1. 当行は、お客様からお申出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客様から振替の申出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けない場合、当行は振替の申出を受け付けないことがあります。また、当行で投資信託受益権を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当行および口座を開設している本・支店名、口座番号、口座名等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われないことがあります。 2. 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当行所定の振替依頼書によりお申し込みください。

新（改定後）	旧（現行）
第11条（特定口座への上場株式等の受け入れ方法） 第7条に規定する特定口座への上場株式等の受け入れについては、当行は施行令の定めるところにより行います。	第11条（特定口座への上場株式等の受け入れ方法） 第7条に規定する特定口座への上場株式等の受け入れについては、当行は施行令の定めるところにより行います。
第12条（特定口座年間取引報告書の送付） 1. 当行は、法の定めるところにより特定口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までにお客様に交付します。また、第14条により特定口座が廃止された場合には、特定口座を廃止した日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客様に交付します。 2. 当行は、法の定めるところにより特定口座年間取引報告書2通を作成し、1通はお客様へ交付し、1通は所轄の税務署長に提出します。 3. 当行は、法の定めるところにより、その年中に申込者が開設した特定口座において上場株式等の譲渡等が行われなかった場合は、当該申込者からの請求があった場合のみ特定口座年間取引報告書を、翌年1月31日までにお客様に交付します。	第12条（特定口座年間取引報告書の送付） 1. 当行は、法の定めるところにより特定口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までにお客様に交付します。また、第14条により特定口座が廃止された場合には、特定口座を廃止した日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客様に交付します。 2. 当行は、法の定めるところにより特定口座年間取引報告書2通を作成し、1通はお客様へ交付し、1通は所轄の税務署長に提出します。 3. 当行は、法の定めるところにより、その年中に申込者が開設した特定口座において上場株式等の譲渡等が行われなかった場合は、当該申込者からの請求があった場合のみ特定口座年間取引報告書を、翌年1月31日までにお客様に交付します。
第13条（届出事項の変更） 特定口座開設届出書の提出後に、当行に届け出たご氏名、ご住所、個人番号その他の届出事項に変更があったとき、お客様は遅滞なく特定口座異動届出書を兼ねる住所等変更届により当行に届け出ることを要します。また、その変更がご氏名、ご住所または個人番号に係るものであるときは、お客様には住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証、個人番号カードその他一定の書類を提示いただき、確認をさせていただきます。	第13条（届出事項の変更） 特定口座開設届出書の提出後に、当行に届け出たご氏名、ご住所、個人番号その他の届出事項に変更があったとき、お客様は遅滞なく特定口座異動届出書を兼ねる住所等変更届により当行に届け出ることを要します。また、その変更がご氏名、ご住所または個人番号に係るものであるときは、お客様には住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証、個人番号カードその他一定の書類を提示いただき、確認をさせていただきます。
第14条（特定口座の廃止） 1. この契約は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは直ちに解約され、お客様の特定口座は廃止されるものとします。 ① お客様が当行に対して特定口座廃止届出書を提出されたとき。 ② 特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続または遺贈の手続きが完了したとき。 ③ 投資信託受益権振替決済口座を解約したとき。	第14条（特定口座の廃止） 1. この契約は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは直ちに解約され、お客様の特定口座は廃止されるものとします。 ① お客様が当行に対して特定口座廃止届出書を提出されたとき。 ② 特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続または遺贈の手続きが完了したとき。 ③ 投資信託受益権振替決済口座を解約したとき。

新（改定後）	旧（現行）
④ お客様が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないことになったとき。この場合、施行令により特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。 2. この契約は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは、当行から解約できるものとし、この場合、お客様の特定口座は廃止されるものとします。 ① お客様が第17条に定めるこの約款の変更に同意しないとき ② お客様が、法令またはこの約款の定め違反したとき ③ やむを得ない事由が生じたとき	④ お客様が出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないことになったとき。この場合、施行令により特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。 2. この契約は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは、当行から解約できるものとし、この場合、お客様の特定口座は廃止されるものとします。 ① お客様が第17条に定めるこの約款の変更に同意しないとき ② お客様が、法令またはこの約款の定め違反したとき ③ やむを得ない事由が生じたとき
第15条（法令・諸規則等の適用） この約款に定めのない事項については、法、地方税法、関係政省令、諸規則、投資信託総合取引約款等に従って取り扱うものとします。	第15条（法令・諸規則等の適用） この約款に定めのない事項については、法、地方税法、関係政省令、諸規則、投資信託総合取引約款等に従って取り扱うものとします。
第16条（免責事項） お客様が第13条の変更手続を怠ったこと、その他当行の責めによらない事由により、特定口座に係る税制上の取扱い等に関しお客様に生じた損害については、当行はその責めを負わないものとします。	第16条（免責事項） お客様が第13条の変更手続を怠ったこと、その他当行の責めによらない事由により、特定口座に係る税制上の取扱い等に関しお客様に生じた損害については、当行はその責めを負わないものとします。
第17条（約款の変更） 1. この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定の内容がお客様の従来の権利を制限もしくはお客様に新たな義務を課すものでない場合には、特段の行為がなくとも、お客様と当行の間には改定後の約款と同内容の特定口座約款が成立するものとします。 2. 法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたことによるこの約款の改定の内容が、お客様の従来の権利を制限もしくはお客様に新たな義務を課すものである場合には、当行はその内容をお客様に通知します。 3. 前項の通知は、改定の内容が軽微である場合に限り、当行ホームページへの掲載または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告に代える場合があります。 4. 第2項の通知または第3項の掲載・公告が行われた後、お客様から所定の期日まで	第17条（約款の変更） 1. この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定の内容がお客様の従来の権利を制限もしくはお客様に新たな義務を課すものでない場合には、特段の行為がなくとも、お客様と当行の間には改定後の約款と同内容の特定口座約款が成立するものとします。 2. 法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたことによるこの約款の改定の内容が、お客様の従来の権利を制限もしくはお客様に新たな義務を課すものである場合には、当行はその内容をお客様に通知します。 3. 前項の通知は、改定の内容が軽微である場合に限り、当行ホームページへの掲載または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告に代える場合があります。 4. 第2項の通知または第3項の掲載・公告が行われた後、お客様から所定の期日まで

新（改定後）	旧（現行）
に異議の申立てがない場合には、約款の変更に同意いただいたものとします。	に異議の申立てがない場合には、約款の変更に同意いただいたものとします。
第18条（合意管轄） お客様と当行の間のこの契約に関する訴訟については、当行の本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当行が管轄裁判所を指定できるものとします。	第18条（合意管轄） お客様と当行の間のこの契約に関する訴訟については、当行の本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当行が管轄裁判所を指定できるものとします。
以 上 平成28年7月	以 上 平成28年 1 月

非課税上場株式等管理に関する約款

新旧対照表（平成 28 年 7 月 19 日改定）

新（改定後）	旧（現行）
第 1 条（約款の趣旨） 1. この約款は、お客様が租税特別措置法第 9 条の 8 に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および租税特別措置法第 37 条の 14 に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、株式会社島根銀行（以下、「当行」といいます。）に開設された非課税口座について、租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 2 号に規定する要件および当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。 2. お客様と当行との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、当行の「投資信託 約款・規定集」その他の当行が定める契約条項および租税特別措置法その他の法令によります。	第 1 条（約款の趣旨） 1. この約款は、お客様が租税特別措置法第 9 条の 8 に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および租税特別措置法第 37 条の 14 に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、株式会社島根銀行（以下、「当行」といいます。）に開設された非課税口座について、租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 2 号に規定する要件および当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。 2. お客様と当行との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、当行の「投資信託 約款・規定集」その他の当行が定める契約条項および租税特別措置法その他の法令によります。
第 2 条（非課税口座開設届出書等の提出等） 1. お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の 9 月 20 日までに、当行に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 6 項および第 20 項に基づき「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」および住民票の写し等または「非課税口座開設届出書」および「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは「非課税管理勘定廃止通知書」を提出するとともに、当行に対して租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 13 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 ただし、「非課税口座廃止通知書」または「非課税管理勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開設しようとする年（以下「再開設年」といいます。）または非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から再開設年または再設定年の 9	第 2 条（非課税口座開設届出書等の提出等） 1. お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の 9 月 20 日までに、当行に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 6 項および第 20 項に基づき「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」および住民票の写し等または「非課税口座開設届出書」および「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは「非課税管理勘定廃止通知書」を提出するとともに、当行に対して租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 ただし、「非課税口座廃止通知書」または「非課税管理勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開設しようとする年（以下「再開設年」といいます。）または非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から再開設年または再設定年の 9

新（改定後）	旧（現行）
月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。 なお、当行では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当行にて保管いたします。 2. 「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」または「非課税適用確認書の交付申請書」について、同一の勘定設定期間に当行または他の証券会社若しくは金融機関に重複して提出することはできません。 3. お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第17項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出して下さい。 4. 当行が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当行はお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第5号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。 ① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の非課税管理勘定が設けられていたとき ② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定が設けられることとなっていたとき 5. お客様が当行の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第14項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出して下さい。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定に上場株式等の受	月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。 なお、当行では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当行にて保管いたします。 2. 「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」または「非課税適用確認書の交付申請書」について、同一の勘定設定期間に当行または他の証券会社若しくは金融機関に重複して提出することはできません。 3. お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第17項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出して下さい。 4. 当行が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当行はお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第5号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。 ① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の非課税管理勘定が設けられていたとき ② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定が設けられることとなっていたとき 5. お客様が当行の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第14項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出して下さい。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定に上場株式等の受

新（改定後）	旧（現行）
入れが行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受理することができません。 6. 当行は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第37条の14第5項第4号に規定する「非課税管理勘定廃止通知書」を交付します。	入れが行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受理することができません。 6. 当行は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第37条の14第5項第4号に規定する「非課税管理勘定廃止通知書」を交付します。
第3条（非課税管理勘定の設定） 1. 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録または保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項各号に規定する株式等をいいます。以下同じ。）につき、当該記載若しくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成26年から平成35年までの各年に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第2条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」または「非課税管理勘定廃止通知書」に記載された勘定設定期間においてのみ設けられます。 2. 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「非課税管理勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（設定しようとする非課税管理勘定に係る年分の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。	第3条（非課税管理勘定の設定） 1. 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録または保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項各号に規定する株式等をいいます。以下同じ。）につき、当該記載若しくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成26年から平成35年までの各年に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第2条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」または「非課税管理勘定廃止通知書」に記載された勘定設定期間においてのみ設けられます。 2. 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「非課税管理勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（設定しようとする非課税管理勘定に係る年分の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。
第4条（非課税管理勘定における処理） 上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録または保管の委託は、非課税管理勘定において処理いたします。	第4条（非課税管理勘定における処理） 上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録または保管の委託は、非課税管理勘定において処理いたします。
第5条（非課税口座に受け入れる上場株式等の範囲） 当行は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場	第5条（非課税口座に受け入れる上場株式等の範囲） 当行は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場

新（改定後）	旧（現行）
株式等（当該非課税口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるものに限ります。）のみを受け入れます。 ① 次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの場合、非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が120万円を超えないもの イ 受入期間内に当行への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当行から取得した上場株式等または当行が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの ロ 非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定または当該非課税口座が開設されている当行の営業所に開設された租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座に設けられた同項第3号に規定する非課税管理勘定から租税特別措置法その他の法令で定める手続により移管がされる上場株式等 ② 租税特別措置法施行令第25条の13第10項に規定する上場株式等	株式等（当該非課税口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるものに限ります。）のみを受け入れます。 ① 次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの場合、非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が120万円を超えないもの イ 受入期間内に当行への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当行から取得した上場株式等または当行が行う有価証券の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する上場株式等の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの ロ 非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定または当該非課税口座が開設されている当行の営業所に開設された租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座に設けられた同項第3号に規定する非課税管理勘定から租税特別措置法その他の法令で定める手続により移管がされる上場株式等 ② 租税特別措置法施行令第25条の13第10項に規定する上場株式等
第6条（譲渡の方法） 非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当行への売委託による方法、当行に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当行の営業所を経由して行う方法または租税特別措置法第37条の10第	第6条（譲渡の方法） 非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当行への売委託による方法、当行に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当行の営業所を経由して行う方法または租税特別措置法第37条の10第

新（改定後）	旧（現行）
3項第3号または第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。	3項第3号または第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。
第7条（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知） 非課税口座から上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号に規定する事由に係るものおよび特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（第5条第2号により取得する上場株式等で非課税口座に受け入れなかったものであって、非課税口座に受け入れた後直ちに当該非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当行は、お客様に対し、当該払出しをした上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。	第7条（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知） 非課税口座から上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号に規定する事由に係るものおよび特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（第5条第2号により取得する上場株式等で非課税口座に受け入れなかったものであって、非課税口座に受け入れた後直ちに当該非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当行は、お客様に対し、当該払出しをした上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。
第8条（非課税管理勘定終了時の取扱い） 1. 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします（第2条第6項により廃止した非課税管理勘定を除きます。）。 2. 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次のいずれかにより取扱うものとします。 ① 第5条第1号ロに基づく非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管（ただし、移管に係る払出し時の金額が、移管先の非課税管理勘定において既に受け入れた上場株式等の取得対価の額と合計して120万円を超えないものに限りします。） ② 非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座（他の株式等の振替口座簿への記載若しくは記録または保管の委託に係る口座をいいます。）への移管（特定口座への移管は、お客様が	第8条（非課税管理勘定終了時の取扱い） 1. 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします（第2条第6項により廃止した非課税管理勘定を除きます。）。 2. 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次のいずれかにより取扱うものとします。 ① 第5条第1号ロに基づく非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管（ただし、移管に係る払出し時の金額が、移管先の非課税管理勘定において既に受け入れた上場株式等の取得対価の額と合計して120万円を超えないものに限りします。） ② 非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座（他の株式等の振替口座簿への記載若しくは記録または保管の委託に係る口座をいいます。）への移管（特定口座への移管は、お客様が

新（改定後）	旧（現行）
特定口座を開設されている場合に限り ます。）	特定口座を開設されている場合に限り ます。）
第9条（他の年分の非課税管理勘定から移管が される上場株式等） 当行は、第5条第1号ロおよび前条第2項 第1号に基づく移管は、租税特別措置法施行 令第25条の13第9項第1号または第2号に 定めるところにより行います。	第9条（他の年分の非課税管理勘定から移管が される上場株式等） 当行は、第5条第1号ロおよび前条第2項 第1号に基づく移管は、租税特別措置法施行 令第25条の13第9項第1号または第2号に 定めるところにより行います。
第10条（非課税口座取引である旨の明示） 1. お客様が受入期間内に、当行への買付け の委託により取得をした上場株式等、当行 から取得した上場株式等または当行が行 う上場株式等の募集により取得をした上 場株式等を非課税口座に受け入れようと する場合には、当該取得に係る注文等を行 う際に当行に対して非課税口座への受入 れである旨の明示を行っていただく必要 があります。 なお、お客様から特にお申出がない場合 は、特定口座または一般口座による取引と させていただきます（特定口座による取引 は、お客様が特定口座を開設されている場 合に限ります。）。 2. お客様が非課税口座および非課税口座以 外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有 している場合であって、非課税口座で保有 している上場株式等を譲渡するときには、 その旨の明示を行っていただく必要があ ります。 なお、お客様から、当行の非課税口座で 保有している上場株式等を譲渡する場合 には、先に取得したものから譲渡すること とさせていただきます。	第10条（非課税口座取引である旨の明示） 1. お客様が受入期間内に、当行への買付け の委託により取得をした上場株式等、当行 から取得した上場株式等または当行が行 う上場株式等の募集により取得をした上 場株式等を非課税口座に受け入れようと する場合には、当該取得に係る注文等を行 う際に当行に対して非課税口座への受入 れである旨の明示を行っていただく必要 があります。 なお、お客様から特にお申出がない場合 は、特定口座または一般口座による取引と させていただきます（特定口座による取引 は、お客様が特定口座を開設されている場 合に限ります。）。 2. お客様が非課税口座および非課税口座以 外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有 している場合であって、非課税口座で保有 している上場株式等を譲渡するときには、 その旨の明示を行っていただく必要があ ります。 なお、お客様から、当行の非課税口座で 保有している上場株式等を譲渡する場合 には、先に取得したものから譲渡すること とさせていただきます。
第11条（契約の解除） 次の各号に該当したときは、それぞれに掲 げる日にこの契約は解除されます。 ① お客様から租税特別措置法第37条の14 第17項に定める「非課税口座廃止届出書」 の提出があった場合 当該提出日 ② 租税特別措置法施行令第25条の13の4 第1項に定める「出国届出書」の提出があ った場合 出国日 ③ お客様が出国により居住者または恒久的 施設を有する非居住者に該当しないこ ととなった場合 租税特別措置法施行 令第25条の13の4第2項に規定する「非課 税口座廃止届出書」の提出があったものと	第11条（契約の解除） 次の各号に該当したときは、それぞれに掲 げる日にこの契約は解除されます。 ① お客様から租税特別措置法第37条の14 第17項に定める「非課税口座廃止届出書」 の提出があった場合 当該提出日 ② 租税特別措置法施行令第25条の13の4 第1項に定める「出国届出書」の提出があ った場合 出国日 ③ お客様が出国により居住者または国内 に恒久的施設を有する非居住者に該当し ないこととなった場合 租税特別措置 法施行令第25条の13の4第2項に規定す る「非課税口座廃止届出書」の提出があつ

新（改定後）	旧（現行）
みなされた日（出国日） ④ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日 ⑤ お客様がこの約款の変更に同意されないとき	たものとみなされた日（出国日） ④ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日 ⑤ お客様がこの約款の変更に同意されないとき
第12条（合意管轄） この約款に関するお客様と当行との間の訴訟については、当行の本店または支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。	第12条（合意管轄） この約款に関するお客様と当行との間の訴訟については、当行の本店または支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。
第13条（約款の変更） この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限し、またはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申出がないときは、その変更に同意したものとみなします。	第13条（約款の変更） この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限し、またはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申出がないときは、その変更に同意したものとみなします。
以 上 平成 28 年 7 月	以 上 平成 28 年 1 月

未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款 新旧対照表
(平成 28 年 7 月 19 日改定)

新（改定後）	旧（現行）
未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款 平成28年7月	未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款 平成28年4月
第 1 章 総則 (約款の趣旨) 第 1 条 この約款は、租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号に規定する未成年者口座および同項第 5 号に規定する課税未成年者口座を開設する者（以下、「お客様」といいます。）が、同法第 9 条の 9 に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および同法第 37 条の 14 の 2 に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税（以下、「未成年者口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、株式会社島根銀行（以下、「当行」といいます。）に開設された未成年者口座および課税未成年者口座について、同法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 2 号および第 6 号に規定する要件および当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。 2 当行は、この約款に基づき、お客様との間で租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 2 号に規定する「未成年者口座管理契約」および同項第 6 号に規定する「課税未成年者口座管理契約」（以下、両者を合わせて「本契約」といいます。）を締結します。 3 お客様と当行との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、「投資信託 約款・規定集」その他の当行が定める契約条項および租税特別措置法その他の法令によります。	第 1 章 総則 (約款の趣旨) 第 1 条 この約款は、租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号に規定する未成年者口座および同項第 5 号に規定する課税未成年者口座を開設する者（以下、「お客様」といいます。）が、同法第 9 条の 9 に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および同法第 37 条の 14 の 2 に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税（以下、「未成年者口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、株式会社島根銀行（以下、「当行」といいます。）に開設された未成年者口座および課税未成年者口座について、同法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 2 号および第 6 号に規定する要件および当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。 2 当行は、この約款に基づき、お客様との間で租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 2 号に規定する「未成年者口座管理契約」および同項第 6 号に規定する「課税未成年者口座管理契約」（以下、両者を合わせて「本契約」といいます。）を締結します。 3 お客様と当行との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、「投資信託 約款・規定集」その他の当行が定める契約条項および租税特別措置法その他の法令によります。
第 2 章 未成年者口座の管理 (未成年者口座開設届出書等の提出) 第 2 条 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の 9 月 20 日までに、当行に対して租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号および同条第 12 項に基づき「未成年者非課税適用確認書交付申請書兼未成年者口座開設届出書」または「未成年者口座開設届出書」および「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未成年者口座廃止通知書」を提出するとともに、当行に対して、租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および 個人番号 （お客様が租税特別措置法施行令第 25	第 2 章 未成年者口座の管理 (未成年者口座開設届出書等の提出) 第 2 条 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の 9 月 20 日までに、当行に対して租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号および同条第 12 項に基づき「未成年者非課税適用確認書交付申請書兼未成年者口座開設届出書」または「未成年者口座開設届出書」および「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未成年者口座廃止通知書」を提出するとともに、当行に対して、租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および 個人番号 を告知し、租税特別措置法その他の法令

条の13の8第17項により読み替えて準用する
同令第25条の13第13項の規定に該当する場合
には、氏名、生年月日及び住所。)

を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受領することはできません。なお、当行では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当行にて保管いたします。

2 当行に未成年者口座を開設しているお客様は、当行または他の証券会社若しくは金融機関に、「未成年者非課税適用確認書交付申請書 兼未成年者口座開設届出書」、「未成年者口座開設届出書」または租税特別措置法第37条の14第6項に規定する「非課税適用確認書交付申請書」（当該申請書にあっては、お客様がその年の1月1日において20歳である年の前年12月31日までに提出されるものに限り、）を提出することはできません。

3 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」を提出してください。

4 お客様がその年の3月31日において18歳である年（以下、「基準年」といいます。）の前年12月31日までに、当行に対して「未成年者口座廃止届出書」を提出した場合または租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた場合（災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第5項で定めるやむを得ない事由（以下、「災害等事由」といいます。）による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託または預入れ若しくは預託がされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下、「災害等による返還等」といいます。）が生じた場合を除きます。）には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客様が非課税で受領した配当等および譲渡所得等について課税されません。

5 当行が「未成年者口座廃止届出書」（お客様がその年1月1日において19歳である年の9月30日までに提出がされたものに限り、お客

で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受領することはできません。なお、当行では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当行にて保管いたします。

2 当行に未成年者口座を開設しているお客様は、当行または他の証券会社若しくは金融機関に、「未成年者非課税適用確認書交付申請書 兼未成年者口座開設届出書」、「未成年者口座開設届出書」または租税特別措置法第37条の14第6項に規定する「非課税適用確認書交付申請書」（当該申請書にあっては、お客様がその年の1月1日において20歳である年の前年12月31日までに提出されるものに限り、）を提出することはできません。

3 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」を提出してください。

4 お客様がその年の3月31日において18歳である年（以下、「基準年」といいます。）の前年12月31日までに、当行に対して「未成年者口座廃止届出書」を提出した場合または租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた場合（災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第5項で定めるやむを得ない事由（以下、「災害等事由」といいます。）による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託または預入れ若しくは預託がされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下、「災害等による返還等」といいます。）が生じた場合を除きます。）には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客様が非課税で受領した配当等および譲渡所得等について課税されません。

5 当行が「未成年者口座廃止届出書」（お客様がその年1月1日において19歳である年の9月30日までに提出がされたものに限り、お客

様が1月1日において19歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。)の提出を受けた場合には、当行はお客様に租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。	様が1月1日において19歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。)の提出を受けた場合には、当行はお客様に租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。
(非課税管理勘定および継続管理勘定の設定) 第3条 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録または保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項各号に掲げるものをいいます。この約款の第14条から第16条、第18条および第24条第1項を除き、以下同じ。)(以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。))につき、当該記載若しくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。))は、平成28年から平成35年までの各年(お客様がその年の1月1日において20歳未満である年および出生した日の属する年に限ります。))の1月1日に設けられます。 2 前項の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止通知書」が提出された場合にあつては、所轄税務署長から当行にお客様の未成年者口座の開設ができる旨等の提供があつた日(設定しようとする非課税管理勘定に係る年分の1月1日前に提供があつた場合には、同日)において設けられます。 3 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。))は、平成36年から平成40年までの各年(お客様がその年の1月1日において20歳未満である年に限ります。))の1月1日に設けられます。	(非課税管理勘定および継続管理勘定の設定) 第3条 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録または保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項各号に掲げるものをいいます。この約款の第14条から第16条、第18条および第24条第1項を除き、以下同じ。)(以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。))につき、当該記載若しくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。))は、平成28年から平成35年までの各年(お客様がその年の1月1日において20歳未満である年および出生した日の属する年に限ります。))の1月1日に設けられます。 2 前項の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止通知書」が提出された場合にあつては、所轄税務署長から当行にお客様の未成年者口座の開設ができる旨等の提供があつた日(設定しようとする非課税管理勘定に係る年分の1月1日前に提供があつた場合には、同日)において設けられます。 3 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。))は、平成36年から平成40年までの各年(お客様がその年の1月1日において20歳未満である年に限ります。))の1月1日に設けられます。
(非課税管理勘定および継続管理勘定における処理) 第4条 未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録または保管の委託は、当該記載若しくは記録または保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘定または継続管理勘定において処理いたします。	(非課税管理勘定および継続管理勘定における処理) 第4条 未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録または保管の委託は、当該記載若しくは記録または保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘定または継続管理勘定において処理いたします。
(未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲) 第5条 当行は、お客様の未成年者口座に設けら	(未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲) 第5条 当行は、お客様の未成年者口座に設けら

れた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第29条の2第1項本文の規定を受けて取得した同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）のみを受け入れます。

- ① 次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下、「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得した上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、当該未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が80万円を超えないもの

イ 受入期間内に当行への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当行から取得をした上場株式等または当行が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該未成年者口座に受け入れられるもの

ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当行に対し、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等

- ② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第10項各号に規定する上場株式等

2 当行は、お客様の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。

- ① 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当行に対し、前項第1号ロに規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が80万円を超えないもの

れた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第29条の2第1項本文または同法第29条の3第1項本文の規定を受けて取得した同法第29条の2第1項に規定する特定新株予約権等または同法第29条の3第1項に規定する特定外国新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）のみを受け入れます。

- ① 次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下、「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得した上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、当該未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が80万円を超えないもの

イ 受入期間内に当行への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当行から取得をした上場株式等または当行が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該未成年者口座に受け入れられるもの

ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当行に対し、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等

- ② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第10項各号に規定する上場株式等

2 当行は、お客様の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。

- ① 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当行に対し、前項第1号ロに規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が80万円を超えないもの

② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第10項各号に規定する上場株式等	② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第10項各号に規定する上場株式等
(譲渡の方法) 第6条 非課税管理勘定または継続管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当行への売委託による方法、当行に対してする方法または租税特別措置法第37条の10第3項第3号または同法第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。	(譲渡の方法) 第6条 非課税管理勘定または継続管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当行への売委託による方法、当行に対してする方法または租税特別措置法第37条の10第3項第3号または同法第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。
(課税未成年者口座等への移管) 第7条 未成年者口座から課税未成年者口座または他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。 ① 非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日（以下、「5年経過日」といいます。）において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等（第5条第1項第1号ロまたは同条第2項第1号の移管がされるものを除く） 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管 イ 5年経過日の属する年の翌年3月31日においてお客様が18歳未満である場合 当該5年経過日の翌日に行う未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管 ロ イに掲げる場合以外の場合 当該5年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管 ② お客様がその年の1月1日において20歳である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管	(課税未成年者口座等への移管) 第7条 未成年者口座から課税未成年者口座または他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。 ① 非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日（以下、「5年経過日」といいます。）において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等（第5条第1項第1号ロまたは同条第2項第1号の移管がされるものを除く） 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管 イ 5年経過日の属する年の翌年3月31日においてお客様が18歳未満である場合 当該5年経過日の翌日に行う未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管 ロ イに掲げる場合以外の場合 当該5年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管 ② お客様がその年の1月1日において20歳である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管
(非課税管理勘定および継続管理勘定の管理) 第8条 非課税管理勘定または継続管理勘定に記載若しくは記録または保管の委託がされる上場株式等は、基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。 ① 災害等による返還等による未成年者口座からの払出しによる移管または返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管または当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと ② 当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡（租税特別措置法第	(非課税管理勘定および継続管理勘定の管理) 第8条 非課税管理勘定または継続管理勘定に記載若しくは記録または保管の委託がされる上場株式等は、基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。 ① 災害等による返還等による未成年者口座からの払出しによる移管または返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管または当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと ② 当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡（租税特別措置法第

37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号および第16条第2号において同じ。)で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の営業所を経由して行われないものに限ります。)または贈与をしないこと イ 租税特別措置法第37条の10第3項第1号、第2号、第5号および第6号に規定する事由による譲渡 ロ 租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了(同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。)による譲渡 ハ 租税特別措置法第37条の12の2第2項第5号または第8号に掲げる譲渡 ③ 当該上場株式等の譲渡の対価(その額が租税特別措置法第37条の11第3項または第4項の規定によりこれらの規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭その他の資産を含みます。)または当該上場株式等に係る配当等として交付を受ける金銭その他の資産(上場株式等に係る同法第9条の8に規定する配当等で、当行が国内における同条に規定する支払の取扱者ではないものおよび前号に掲げる譲渡の対価として交付を受ける金銭その他の資産で、その交付が当行を経由して行われないものを除きます。以下、「譲渡対価の金銭等」といいます。)は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れまたは預託すること	37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号および第16条第2号において同じ。)で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の営業所を経由して行われないものに限ります。)または贈与をしないこと イ 租税特別措置法第37条の10第3項第1号、第2号、第5号および第6号に規定する事由による譲渡 ロ 租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了(同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。)による譲渡 ハ 租税特別措置法第37条の12の2第2項第5号または第8号に掲げる譲渡 ③ 当該上場株式等の譲渡の対価(その額が租税特別措置法第37条の11第3項または第4項の規定によりこれらの規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭その他の資産を含みます。)または当該上場株式等に係る配当等として交付を受ける金銭その他の資産(上場株式等に係る同法第9条の8に規定する配当等で、当行が国内における同条に規定する支払の取扱者ではないものおよび前号に掲げる譲渡の対価として交付を受ける金銭その他の資産で、その交付が当行を経由して行われないものを除きます。以下、「譲渡対価の金銭等」といいます。)は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れまたは預託すること
(未成年者口座および課税未成年者口座の廃止) 第9条 第7条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座および当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。	(未成年者口座および課税未成年者口座の廃止) 第9条 第7条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座および当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。
(未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知) 第10条 未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、特定口座(租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいいます。以下同じ。)以外の口座(同法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座を除きます。)への移管に係るもの)に限ります。)があった場合には、当行は、お客様(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈によ	(未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知) 第10条 未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、特定口座(租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいいます。以下同じ。)以外の口座(同法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座を除きます。)への移管に係るもの)に限ります。)があった場合には、当行は、お客様(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈によ

り当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、その払出しがあった未成年者口座内上場株式等の払出し時の金額および数、その払出しに係る事由およびその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知いたします。	り当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、その払出しがあった未成年者口座内上場株式等の払出し時の金額および数、その払出しに係る事由およびその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知いたします。
(出国時の取扱い) 第11条 お客様が、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、その出国をする日の前日までに、当行に対して租税特別措置法施行令第25条の13の8第9項第2号に規定する出国移管依頼書を提出してください。 2 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。 3 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客様が帰国（租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当行に帰国をした旨その他租税特別措置法施行規則第18条の15の10第8項に定める事項を記載した届出書を提出する時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。	(出国時の取扱い) 第11条 お客様が、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、その出国をする日の前日までに、当行に対して租税特別措置法施行令第25条の13の8第9項第2号に規定する出国移管依頼書を提出してください。 2 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。 3 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客様が帰国（租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当行に帰国をした旨その他租税特別措置法施行規則第18条の15の10第8項に定める事項を記載した届出書を提出する時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。
第3章 課税未成年者口座の管理 (課税未成年者口座の設定) 第12条 課税未成年者口座（お客様が当行に開設している特定口座若しくは預金口座若しくはお客様から預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座により構成されるもので、2以上の特定口座が含まれず、この約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限り、以下同じ。）は、未成年者口座と同時に設けられます。	第3章 課税未成年者口座の管理 (課税未成年者口座の設定) 第12条 課税未成年者口座（お客様が当行に開設している特定口座若しくは預金口座若しくはお客様から預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座でこの約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限り、以下同じ。）は、未成年者口座と同時に設けられます。
(課税管理勘定における処理) 第13条 課税未成年者口座における上場株式等（租税特別措置法第37条の11第2項に規定する上場株式等をいいます。以下第14条から第16条および第18条において同じ。）の振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託または金銭その他の資産の預入れ若しくは預託は、同法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託または預入れ若しくは預託に係る口座に設けられた課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託がされる上場株式等または預入れ若しくは預託がされる金銭その他の資産につき、当該記載若しくは記録若しくは保管	(課税管理勘定における処理) 第13条 課税未成年者口座における上場株式等（租税特別措置法第37条の11第2項に規定する上場株式等をいいます。以下第14条から第16条および第18条において同じ。）の振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託または金銭その他の資産の預入れ若しくは預託は、同法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託または預入れ若しくは預託に係る口座に設けられた課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託がされる上場株式等または預入れ若しくは預託がされる金銭その他の資産につき、当該記載若しくは記録若しくは保管

の委託または預入れ若しくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)において処理いたします。	の委託または預入れ若しくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)において処理いたします。
(譲渡の方法) 第14条 課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当行への売委託による方法、当行に対してする方法または租税特別措置法第37条の10第3項第3号または同法第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。	(譲渡の方法) 第14条 課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当行への売委託による方法、当行に対してする方法または租税特別措置法第37条の10第3項第3号または同法第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。
(課税管理勘定での管理) 第15条 課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録または保管の委託がされている上場株式等に係る譲渡対価の金銭等は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れまたは預託いたします。	(課税管理勘定での管理) 第15条 課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録または保管の委託がされている上場株式等に係る譲渡対価の金銭等は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れまたは預託いたします。
(課税管理勘定の金銭等の管理) 第16条 課税未成年者口座に記載若しくは記録または保管の委託がされる上場株式等および当該課税未成年者口座に預入れまたは預託がされる金銭その他の資産は、お客様の基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。 ① 災害等による返還等および上場等廃止事由による課税未成年者口座からの払出しによる移管または返還を除き、当該上場株式等の当該課税未成年者口座から他の保管口座への移管または当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと ② 当該上場株式等の第14条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の営業所を経由して行われないものに限りします。)または贈与をしないこと イ 租税特別措置法第37条の10第3項第1号、第2号、第5号または第6号に規定する事由による譲渡 ロ 租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了(同号に規定する信託の併合に係るものに限りします。)による譲渡 ハ 租税特別措置法第37条の12の2第2項第5号または第8号に掲げる譲渡 ③ 課税未成年者口座または未成年者口座に記載若しくは記録または保管の委託がされ	(課税管理勘定の金銭等の管理) 第16条 課税未成年者口座に記載若しくは記録または保管の委託がされる上場株式等および当該課税未成年者口座に預入れまたは預託がされる金銭その他の資産は、お客様の基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。 ① 災害等による返還等および上場等廃止事由による課税未成年者口座からの払出しによる移管または返還を除き、当該上場株式等の当該課税未成年者口座から他の保管口座への移管または当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと ② 当該上場株式等の第14条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の営業所を経由して行われないものに限りします。)または贈与をしないこと イ 租税特別措置法第37条の10第3項第1号、第2号、第5号または第6号に規定する事由による譲渡 ロ 租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了(同号に規定する信託の併合に係るものに限りします。)による譲渡 ハ 租税特別措置法第37条の12の2第2項第5号または第8号に掲げる譲渡 ③ 課税未成年者口座または未成年者口座に記載若しくは記録または保管の委託がされ

る上場株式等の取得のためにする払出しおよび当該課税未成年者口座に係る上場株式等につき災害等事由による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出しをしないこと	る上場株式等の取得のためにする払出しおよび当該課税未成年者口座に係る上場株式等につき災害等事由による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出しをしないこと
(未成年者口座および課税未成年者口座の廃止) 第17条 第15条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。	(未成年者口座および課税未成年者口座の廃止) 第17条 第15条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。
(重複して開設されている当該課税未成年者口座以外の特定口座がある場合) 第18条 お客様の基準年の1月1日において、当行に重複して開設されている当該課税未成年者口座以外の特定口座があるときは、同日に当該課税未成年者口座(特定口座である当該課税未成年者口座に限ります。以下この条において同じ。)を廃止いたします。 2 前項の場合において、廃止される課税未成年者口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録または保管の委託がされている上場株式等がある場合には、当該課税未成年者口座が廃止される日において、当該上場株式等は全て当行に開設されている当該課税未成年者口座以外の特定口座に移管します。	(重複して開設されている当該課税未成年者口座以外の特定口座がある場合) 第18条 お客様の基準年の1月1日において、当行に重複して開設されている当該課税未成年者口座以外の特定口座があるときは、同日に当該課税未成年者口座(特定口座である当該課税未成年者口座に限ります。以下この条において同じ。)を廃止いたします。 2 前項の場合において、廃止される課税未成年者口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録または保管の委託がされている上場株式等がある場合には、当該課税未成年者口座が廃止される日において、当該上場株式等は全て当行に開設されている当該課税未成年者口座以外の特定口座に移管します。
(出国時の取扱い) 第19条 お客様が出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第3章(第14条および第18条を除く)の適用があるものとして取り扱います。	(出国時の取扱い) 第19条 お客様が出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第3章(第14条および第18条を除く)の適用があるものとして取り扱います。
第4章 口座への入出金 (課税未成年者口座への入出金処理) 第20条 お客様が課税未成年者口座へ入金を行う場合には、お客様本人に帰属する資金により行うこととし、入金には次に定める方法によることといたします。 ① お客様名義の預金口座からの入金 2 お客様が未成年者口座または課税未成年者口座から出金を行う場合には、次に定める取扱いとなります。 ① お客様名義の預金口座への出金 3 前項に定める出金を行うことができる者は、お客様またはお客様の法定代理人に限ることとします。 4 お客様の法定代理人が第2項の出金を行う場合には、当行は当該出金に関してお客様の同意がある旨を確認することとします。 5 前項に定める同意を確認できない場合には、当行は当該出金に係る金銭がお客様本人のために用いられることを確認することとします。	第4章 口座への入出金 (課税未成年者口座への入出金処理) 第20条 お客様が課税未成年者口座へ入金を行う場合には、お客様本人に帰属する資金により行うこととし、入金には次に定める方法によることといたします。 ① お客様名義の預金口座からの入金 2 お客様が未成年者口座または課税未成年者口座から出金を行う場合には、次に定める取扱いとなります。 ① お客様名義の預金口座への出金 3 前項に定める出金を行うことができる者は、お客様またはお客様の法定代理人に限ることとします。 4 お客様の法定代理人が第2項の出金を行う場合には、当行は当該出金に関してお客様の同意がある旨を確認することとします。 5 前項に定める同意を確認できない場合には、当行は当該出金に係る金銭がお客様本人のために用いられることを確認することとします。

第5章 代理人による取引の届出 (代理人による取引の届出) 第21条 お客様の代理人が、未成年者口座および課税未成年者口座における取引を行う場合には、あらかじめ当行に対して、代理人の届出を行っていただく必要があります。なお、当該代理人は法定代理人に限るものといたします。 2 お客様が前項により届け出た代理人を変更しようとする場合には、あらかじめ当行に対して、代理人の変更の届出を行っていただく必要があります。 3 お客様の法定代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客様が20歳に達した後も当該法定代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当行に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。	第5章 代理人による取引の届出 (代理人による取引の届出) 第21条 お客様の代理人が、未成年者口座および課税未成年者口座における取引を行う場合には、あらかじめ当行に対して、代理人の届出を行っていただく必要があります。なお、当該代理人は法定代理人に限るものといたします。 2 お客様が前項により届け出た代理人を変更しようとする場合には、あらかじめ当行に対して、代理人の変更の届出を行っていただく必要があります。 3 お客様の法定代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客様が20歳に達した後も当該法定代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当行に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。
(法定代理人の変更) 第22条 お客様の法定代理人に変更があった場合には、直ちに当行に届出を行っていただく必要があります。	(法定代理人の変更) 第22条 お客様の法定代理人に変更があった場合には、直ちに当行に届出を行っていただく必要があります。
第6章 その他の通則 (取引残高の通知) 第23条 お客様が15歳に達した場合には、当行は未成年者口座および課税未成年者口座に関する取引残高をお客様本人に通知いたします。	第6章 その他の通則 (取引残高の通知) 第23条 お客様が15歳に達した場合には、当行は未成年者口座および課税未成年者口座に関する取引残高をお客様本人に通知いたします。
(未成年者口座取引または課税未成年者口座取引である旨の明示) 第24条 お客様が受入期間内に、当行への買付けの委託により取得をした上場株式等(未成年者口座への受入れである場合には、第3条第1項に規定する上場株式等をいい、課税未成年者口座への受入れである場合には、第13条に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。)、当行から取得した上場株式等または当行が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を未成年者口座または課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当行に対して未成年者口座または課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。 2 お客様が未成年者口座および未成年者口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、未成年者口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合には、先に取得したものから譲渡することとさせていただきます。	(未成年者口座取引または課税未成年者口座取引である旨の明示) 第24条 お客様が受入期間内に、当行への買付けの委託により取得をした上場株式等(未成年者口座への受入れである場合には、第3条第1項に規定する上場株式等をいい、課税未成年者口座への受入れである場合には、第13条に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。)、当行から取得した上場株式等または当行が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を未成年者口座または課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当行に対して未成年者口座または課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。 2 お客様が未成年者口座および未成年者口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、未成年者口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合には、先に取得したものから譲渡することとさせていただきます。

(基準年以降の手続き等) 第 25 条 基準年に達した場合には、当行はお客様本人に払出制限が解除された旨および取引残高を通知いたします。	(基準年以降の手続き等) 第 25 条 基準年に達した場合には、当行はお客様本人に払出制限が解除された旨および取引残高を通知いたします。
(非課税口座のみなし開設) 第 26 条 平成 29 年から平成 35 年までの各年(その年 1 月 1 日においてお客様が 20 歳である年に限ります。)の 1 月 1 日においてお客様が当行に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。 2 前項の場合には、お客様がその年 1 月 1 日において 20 歳である年の同日において、当行に対して同日の属する年の属する勘定設定期間(租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 3 号に規定する勘定設定期間をいいます。)の記載がある非課税適用確認書(同号に規定する非課税適用確認書をいいます。)が添付された非課税口座開設届出書(同項第 1 号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。)が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行とお客様との間で非課税上場株式等管理契約(同項第 2 号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。)が締結されたものとみなします。	(非課税口座のみなし開設) 第 26 条 平成 29 年から平成 35 年までの各年(その年 1 月 1 日においてお客様が 20 歳である年に限ります。)の 1 月 1 日においてお客様が当行に未成年者口座を開設している場合(出国中である場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。 2 前項の場合には、お客様がその年 1 月 1 日において 20 歳である年の同日において、当行に対して同日の属する年の属する勘定設定期間(租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 3 号に規定する勘定設定期間をいいます。)の記載がある非課税適用確認書(同号に規定する非課税適用確認書をいいます。)が添付された非課税口座開設届出書(同項第 1 号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。)が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行とお客様との間で非課税上場株式等管理契約(同項第 2 号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。)が締結されたものとみなします。
(本契約の解除) 第 27 条 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。 ① お客様または法定代理人から租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合当該提出日 ② 租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 2 号トに規定する未成年者口座等廃止事由または同項第 6 号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日 ③ 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日 ④ お客様が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(お客様が出国の日の前日までに第 11 条の出国移管依頼書を提出して、基準年の 1 月 1 日前に出国した場合を除きます。) 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日	(本契約の解除) 第 27 条 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。 ① お客様または法定代理人から租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合当該提出日 ② 租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 2 号トに規定する未成年者口座等廃止事由または同項第 6 号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日 ③ 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日 ④ お客様が基準年の 1 月 1 日以後に出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日) ⑤ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈

日（出国日） ⑤ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日 ⑥ お客様がこの約款の変更に同意されないとき 当行の定める日	（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日 ⑥ お客様がこの約款の変更に同意されないとき 当行の定める日
（合意管轄） 第28条 この約款に関するお客様と当行との間の訴訟については、当行の本店または支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。	（合意管轄） 第28条 この約款に関するお客様と当行との間の訴訟については、当行の本店または支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。
（約款の変更） 第29条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限し、またはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申出がないときは、その変更に同意したものとみなします。	（約款の変更） 第29条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限し、またはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申出がないときは、その変更に同意したものとみなします。